○財務省告示第二百二十三号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、財務大臣が平成二十三年（二千十一年）東北地方太平洋沖地震による同項に規定する指定地域への影響の程度を勘案して別に定める日を次のように定める。

平成二十三年七月一日

財務大臣　野田　佳彦

財務大臣が平成二十三年（二千十一年）東北地方太平洋沖地震による次に掲げる指定地域への影響の程度を勘案して当該指定地域に係る別に定める日を平成二十三年七月二十八日とする。

指定地域
青森県及び茨城県

○厚生労働省告示第二百十三号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき、雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十三年厚生労働省告示第七十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

「福島県」の下に「、栃木県」を加える。

○厚生労働省告示第二百十四号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

第二に次の二号を加える。

九十一　急性リンパ性白血病細胞の免疫遺伝子再構成を利用した定量的ＰＣＲ法による骨髄微小残存病変（ＭＲＤ）量の測定

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

急性リンパ性白血病（ＡＬＬ）又は非ホジキンリンパ腫（ＮＨＬ）であって初発時に骨髄浸潤を認めるリンパ芽急性リンパ腫若しくはバーキットリンパ腫

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら小児科又は内科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

②　血液専門医であること。

③　当該療養について三年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として八例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　小児科を標榜していること。

②　実施診療科において、血液専門医の経験を五年以上有する常勤の医師が三名以上配置されていること。

③　臨床検査技師が配置されていること。

④　病床を十床以上有していること。

⑤　当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、前段の規定にかかわらず、二以上であること。

⑥　当直体制が整備されていること。

⑦　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑧　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑨　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

⑩　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑪　当該療養について二十例以上の症例を実施していること。

九十二　最小侵襲椎体椎間板掻爬洗浄術

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

脊椎感染症

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら整形外科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。

②　整形外科専門医であること。

③　当該療養について三年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として八例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　整形外科を標榜していること。

②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

③　麻酔科標榜医が配置されていること。

④　診療放射線技師が配置されていること。

⑤　病床を二十床以上有していること。

⑥　当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、前段の規定にかかわらず、二以上であること。

⑦　当直体制が整備され、専ら整形外科に従事する医師が当直を行っていること。

⑧　緊急手術体制が整備されていること。

⑨　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑩　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑪　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑫　当該療養について五例以上の症例を実施していること。

⑬　届出後当該療養を五例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

第三に次の一号を加える。

三十四　血液透析併用バルーン塞栓動脈内抗がん剤投与及び放射線治療の併用療法　局所浸潤性膀胱がん（尿路上皮がんを組織型とするものであって、従来の治療法による治療が困難なものに限る。）

○経済産業省告示第百四十八号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の二十二の規定に基づく指定完成検査機関の事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十四条の二第一項第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年七月一日

経済産業大臣　海江田万里

名称	変更前後別	完成検査を行う事業所の名称及び所在地
大陽日酸エンジニアリング株式会社	前	東北支店　宮城県多賀城市栄三丁目一番二十五号
	後	東北支店　宮城県仙台市若林区卸町東三丁目一番八号

○経済産業省告示第百四十九号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づく指定保安検査機関の事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十四条の二第一項第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年七月一日

経済産業大臣　海江田万里

名称	変更前後別	保安検査を行う事業所の名称及び所在地
大陽日酸エンジニアリング株式会社	前	東北支店　宮城県多賀城市栄三丁目一番二十五号
	後	東北支店　宮城県仙台市若林区卸町東三丁目一番八号